

工 事 仕 様 書

千葉県土木工事共通仕様書に準ずる。

（なお、千葉県土木工事共通仕様書中、第3編土木工事共通編、第1章総則第1節総則1－1－6工事完成図書の納品の2は適用しないものとする。）

土木工事特記仕様書

設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び千葉県土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-15 から 1-1-1-16 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「千葉県工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和 3 年 1 月（千葉県県土整備部）」によることとする。

本工事が施工合理化調査の対象工事となった場合、記入要領等に基づき、調査票の作成を行うものとする。

本工事が諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査票の作成を行うものとする。調査票については工事終了後速やかに提出するものとし、詳細については監督員と協議することとする。

施 工 条 件

目 的	・ 本工事は、公共下水道管布設後の路面復旧を目的とする。
工程関係	・ 工期は、雨天、休日、準備、後片付け等を見込み、８９日間とする。 ・ 本工事は原則路盤開放せず、日々復旧で施工すること。 ・ 工事期間中は、週間工程表を打合せ簿として適宜提出すること。
用地関係	・ 工事を行う前は、必ず鎌ヶ谷市所有の境界杭台帳より現場との照合を行い、杭の間隔及び杭の種類について監督者に報告ののち工事を行うものとする。また、工事後においても速やかに杭の確認を行い監督者に提出するものとする。 ・ 境界杭は、出来る限り抜かずに施工することとし、やむを得ず抜いて施工する場合は、現状の位置に正確に復旧出来るように対策をとること。
公害対策関係	・ 建設機械による作業の場合、空ぶかしをやめ短時間の待ちあわせ時でも出来る限りエンジンを止めるなど、不必要な騒音、振動を出さないよう注意すること。
安全対策関係	・ 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。 ・ 本工事に伴う交通誘導員は休憩交代人員を含め、交通誘導員Ｂを１８人見込んでいる。
工事用道路関係	・ 運搬路に使用する既設道路の清掃につとめること。また、既設道路の舗装等に補修の必要等が生じた場合は、別途協議する。
残土・産業廃棄物関係	・ 別紙のとおり
工事支障物件等	・ 工事施工中に不明な地下埋設物等の支障物件が生じた場合は別途協議する。
その他	・ 施工管理は千葉県土木工事施工管理基準によるものとする。 ・ 受注者は、契約後速やかにナンバー一点ごと及び人孔蓋高さの事前測量を行い、施工面積の数量、計画高さ、蓋の高さ調整の有無について、監督員に報告するものとする。 ・ 置場等が必要となる場合は、受注者が検討し、準備すること。 ・ 工事区間両側の家屋の塀等を工事施工の事前、事後調査を行い、その結果を監督員に提出すること。 ・ 関係住民に本工事の概要及び連絡先等をお知らせ文あるいは、回覧等により周知しなければならない。なお、お知らせ文等の内容

	については監督者に了承を得ること。 ・ 施工計画書並びに施工体制台帳については、工事前に必ず提出することとする。提出無き場合は、工事の中断あるいは再工事の場合もあり得る。 ・ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・ 受注者は建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。 ・ 工事関係書類については、千葉県発出の「土木工事書類作成マニュアル」に準じる。
--	--

工事カルテ作成・登録に関する特記仕様書

第1条 工事カルテ作成・登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員に提出し、確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。ただし、工事請負金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

また、請負者は、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、「工事カルテ」の登録申請は次によるものとする。

（１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。

（２）完了時登録データの提出期限は、工事完成後10日以内とする。

（３）施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に変更データを提出するものとする。

なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（４）登録データに訂正があった場合は、適宜提出するものとする。

施工に関する特記仕様書

1. 舗設にあたって、マンホール・縁石・側溝等の露出構造物との摺り付けは、2 c m以内とし、2 c mを超える場合はやり直しとする。
2. やむを得ず段差が生じられる場合は、事前に監督員と協議する。
3. 舗設にあたって図面上で標準断面図を採用している場合又は、変則的な勾配がある場合は、事前に監督と協議すること。
4. 舗装版の取り壊しにあたって路面に打たれている公共下水道取付管のオフセットが記されている鋳又は、その他の杭等が事前に確認されている場合、舗設後現位置に復旧すること。
5. 工事着手にあたり事前に道路管理者へ着手届等を提出すること。
6. 大雨等に関する気象情報により、相当の降雨が事前に予想される場合には、原則として当日の工事を中止すること。
7. 気象警報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報について、工事現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を工事中止の判断に活用すること。
8. 大雨等の対応について施工計画書において対応等の安全管理対策を計画すること。また、大雨時には工事現場のパトロールし安全対策について万全を期すること。
9. 本工事の施工にあたり下記機種 of 建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日建設省経機発第 249 号 最終改正平成 14 年 4 月 1 日)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクターショベル車輪型 ・ブルドーザー	ディーゼルエンジン（出力 7.5kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置に関する特記仕様書

第1条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1 特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再生資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者との間で確認される事項であるため、発注者側が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 - ・ 再生資源化等が完了した年月日
 - ・ 再生資源化等した施設の名称及び所在地
 - ・ 再生資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は、建設リサイクルガイドラインに定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を使用するものとする。

第2条 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- 1 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届け出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。
- 2 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- 3 書面は、施工計画書に添付するものとする。

①分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当のない場合は記載の必要はない。

建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を作成し、出力した様式を各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

- 2) 建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (3) 建設副産物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理委託契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督職員に提示し、確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処分にあって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票(及びE票)の写しを提出すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を、パソコンにより印刷し提出すること。

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工 事 名	工 期 年 月 日～ 年 月 日	請負業者名	住 所
工事場所	処 分 期 間 年 月 日～ 年 月 日	現場代理人	電 話 番 号

建設副産物	建設発生土 (m ³)	路盤廃材 (トン)	アスコン塊 (トン)	コンクリート塊 (トン)	建設汚泥 (m ³)	汚泥と廃アルカリの混合物 (k g)
処 分 場 所 所 在 地 電 話 番 号						
地 目		—	—	—	—	—
面積 × 高さ	m ² × m	—	—	—	—	—
処 理 業 の 許 可 番 号	—					
許 可 期 限		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
農地転用等 許 可 番 号		—	—	—	—	—
処 分 数 量	m ³	トン	トン	トン		
処 分 費 用	円/m ³	円/トン	円/トン	円/トン		
運 搬 距 離	k m	k m	k m	k m	k m	k m
運 搬 業 者 下 請 業 者 名 同 電 話 番 号 収 集 運 搬 許 可 番 号	元請 下請 —	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請

- (注) １．工事現場と処分地の関係がわかる図面を添付のこと。(5万分の1、A4)
- ２．建設廃棄物処理の場合は、「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
- ３．処分費用とは運搬費を含まない単位当り処分費とする。
- ４．この申請書は1部提出すること。

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工 事 名	工 期 年 月 日～ 年 月 日	請負業者名	住 所
工事場所	処分期間 年 月 日～ 年 月 日	現場代理人	電 話 番 号

建設副産物	建設発生土 (m³)		路 盤 廃 材 (トン)		ア ス コ ン 塊 (トン)		コンクリート塊 (トン)		建設汚泥 (m3)		汚泥と廃アルカリの混合物 (k g)	
処 理 場 所												
運 搬 距 離	k m		k m		k m		k m		k m		k m	
年 月	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計	数 量	累 計
合 計												

(注) 1. この調書は1部作成し、提出すること

1. 建設発生土

(1) 指定処分(A)(工事間流用)の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先(相手先工事名、場所等)	工事	市	町地先
イ 土質及び処分量	第 種建設発生土	m ³	
ウ 搬出時期	年 月 ~	年 月	

なお、搬出入手続き等は監督員の指示によること。

(2) 指定処分(A)(その他)の場合

建設発生土(m³)は、片道運搬距離 kmの へ持ち込み、改良土をプラントから持ち出すこととする。

(3) 指定処分(B)

建設発生土(m³)は、片道運搬距離 kmとし、処分場所の位置については、施工計画書により確認することとする。

2. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材(m³)は、片道運搬距離 kmの へ搬出する。

3. 建設廃棄物

本工事により発生する、

(1) アスコン塊(62m³)は、片道運搬距離8.3kmの柏市風早1-5-1の東京石油興業(株)中間処理センターへ搬出する。

(2) コンクリート塊(t)は、片道運搬距離 kmの へ搬出する。

(3) 建設発生木材(m³)は、市 地内、片道運搬距離 kmの に搬出するものとする。

(4) 建設汚泥(m³)は、片道運搬距離 kmの に搬出し、処理するものとする。
なお、搬出に先立ち受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

(5) ダクティル鋳鉄管(t)は、片道運搬距離 kmの に運搬し、処理するものとする。
なお、搬出に先立ち受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

(6) 舗装版切断時に発生する排水(52L)は、片道運搬距離9.6kmの八千代市吉橋字内野1075-9の千葉丸辰道路(株)へ搬出する。

過積載による違法運行の防止に対する特記仕様書

請負者は、工事施工にあたって次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たって、下請事業者及び骨材の納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分に指導すること。